

日退教発13 - 33号
2013年12月10日

日本退職教職員協議会
各単会 会長様

日本退職教職員協議会
会長 西澤 清

「高校授業料無償化『改正』法案の成立について」

日頃のとりくみに敬意を表します。

さる 11 月 27 日、参議院で高校授業料無償化「改正」法案は成立しました。審議経過は、衆議院では、本会議の審議なし、3 回の委員会審議という状態であり、参議院では本会議での審議は行われたものの、委員会審議はたった 1 日のみ 4 時間で終了するという不十分なものでした。

私たち日退教は日教組の署名活動や街頭宣伝に協力しとりくんできましたが、「改正」案を阻止することができませんでした。今回の「改正」により、高校授業料無償制度に所得制限が導入され、市町村民税所得割額が 30 万 4200 円以上（※）の世帯は授業料を負担することになります。（※市町村民税所得割額は、両親の合算です。両親のうちどちらか一方が働き、高校生 1 人、中学生 1 人の家庭であれば、市町村民税所得割額が 30 万 4200 円の場合、年収は 910 万円になります。）

日教組のとりくんだ「現行の高校授業料無償制度を継続し、新たな財源で給付型奨学金を求める署名」は個人署名 785,795 筆、団体署名 6,616 団体に上りました。日退教は個人署名 1459 筆、団体署名 44 筆を日教組に集約しました（単会の報告では直接現職組合に集約と報告されたものが団体 26 筆、個人 1300 筆）。

今回の改正により、国がすべての子どもに高校教育を保障するという制度は廃止され、単に必要とする子どもだけに就学を支援するという制度に変更となりました。

今後、生徒・保護者・学校現場に、制度改悪の矛盾が表面化し、大きな混乱が起こることが予想されますが、日教組は、子どもの最善利益のために、附帯決議を実効化するとりくみをすすめていくとしており、私たち日退教も各地域において現職組合とともに、教育に関する公的支援の拡充と、教育の機会均等を保障する施策を求めるとりくみを進めています。